明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一二一）　一
○保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一二二）　八
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四一
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○厚生労働省令第百二十一号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

厚生労働大臣　武見　敬三

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。

第二号書式（第六条関係）

医　師　届　出　票

（令和　年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	（　－　－　）
(2) 氏名			
メールアドレス			
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。		同意しない場合	
(3) 性別	１　男　・　２　女	(4) 生年月日	１平成　２昭和　３大正　４明治　　年　　月　　日
(5) 医籍登録番号	第　　号	(6) 医籍登録年月日	１令和　２平成　３昭和　４大正　　年　　月　　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 （医育機関附属の病院を除く。）	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 （医学部を有する大学又はその附属機関）	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

従事先

「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月１日～７日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」は、通常の勤務又は宿直・日直の別に関わらず、今年度11月１日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ１回、宿直と日直を連続して行う場合は２回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

(8) 主たる従事先　（「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	
勤務状況 該当する項目を１つ○で囲むこと。	12月１日～７日の勤務日数（日/週）（宿直・日直を除く）	０日　0.5　1.0　1.5　2.0　2.5　3.0　3.5　4.0　4.5　5.0　5.5　6.0　6.5　7.0
	11月の夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上
	うち、宿直・日直の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上

（「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態	１　常勤　　２　非常勤　　※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	１　診療　　２　教育・研究　　３　管理　　４　産業医業務　　５　公衆衛生業務 ６　司法行政解剖業務　　７　その他
休業の取得 （取得中の者のみ）	１　産前・産後休業　　２　育児休業　　３　介護休業

(9) 従たる従事先　（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	
勤務状況 該当する項目を１つ○で囲むこと。	12月１日～７日の勤務日数（日/週）（宿直・日直を除く）	０日　0.5　1.0　1.5　2.0　2.5　3.0　3.5　4.0　4.5　5.0　5.5　6.0　6.5　7.0
	11月の夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上
	うち、宿直・日直の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上
従たる従事先の件数	件　（今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。）	

裏面へ続く

(10) 従事する診療科名等

従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、２つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を１つ記入すること。

臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。

該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。

（(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

Ⅰ	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 脳神経内科	
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	
	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	
Ⅱ	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	
	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	
	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	
	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	
	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	
	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	
Ⅲ	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	
	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	
	40 集中治療科			
Ⅳ	41 臨床研修医	42 全科		
Ⅴ	43 その他（　　）			

主たる診療科名の番号（１つ）

(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師

取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。

※01,18,19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格

医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格（麻酔科標榜医）、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。

Ⅰ	01 内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	
	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	
	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	
	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	
	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	
	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医	18 臨床検査専門医	
	19 総合診療専門医			
	20 総合内科専門医	21 呼吸器専門医	22 循環器専門医	
	23 消化器病専門医	24 腎臓専門医	25 肝臓専門医	
	26 神経内科専門医	27 糖尿病専門医	28 内分泌代謝科専門医	
	29 血液専門医	30 アレルギー専門医	31 リウマチ専門医	
	32 感染症専門医	33 心療内科専門医		
	34 呼吸器外科専門医	35 心臓血管外科専門医	36 乳腺専門医	
	37 気管食道科専門医	38 消化器外科専門医	39 小児外科専門医	
	40 超音波専門医	41 細胞診専門医	42 透析専門医	
	43 老年病専門医	44 消化器内視鏡専門医	45 臨床遺伝専門医	
	46 漢方専門医	47 レーザー専門医	48 気管支鏡専門医	
	49 核医学専門医	50 大腸肛門病専門医	51 婦人科腫瘍専門医	
	52 ペインクリニック専門医	53 熱傷専門医	54 脳血管内治療専門医	
	55 がん薬物療法専門医	56 周産期(新生児)専門医	57 生殖医療専門医	
	58 小児神経専門医	59 一般病院連携精神医学専門医		
Ⅱ	60 麻酔科標榜医	Ⅲ 61 社会医学系専門医	Ⅳ 62 医師少数区域経験認定医師	

(12) 分娩の取扱いの有無（過去２年以内での実績）　１ 分娩の取扱いあり　２ 分娩の取扱いなし

(13) 出身地　都道府県（　　）・外国

(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等

大学名等の番号を１つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。）

大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学
	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学
	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学
	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学
	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学
	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学
	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学
	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学
	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学
	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学
	41 鹿児島大学	42 琉球大学		
公立	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学
	47 京都府立医科大学	48 大阪公立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学
私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学	52 東北医科薬科大学	53 自治医科大学	54 獨協医科大学
	55 埼玉医科大学	56 国際医療福祉大学	57 杏林大学	58 慶應義塾大学
	59 順天堂大学	60 昭和大学	61 帝京大学	62 東京医科大学
	63 東京慈恵会医科大学	64 東京女子医科大学	65 東邦大学	66 日本大学
	67 日本医科大学	68 北里大学	69 聖マリアンナ医科大学	70 東海大学
	71 金沢医科大学	72 愛知医科大学	73 藤田医科大学	74 大阪医科薬科大学
	75 関西医科大学	76 近畿大学	77 兵庫医科大学	78 川崎医科大学
	79 久留米大学	80 福岡大学	81 産業医科大学	82 防衛医科大学校
	83 外国の医学校	84 その他		

医学課程を修めた外国の医学校のある国

医学校のある国の番号を１つ○で囲むこと。

（(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。）

1 英国　2 オーストラリア　3 韓国　4 中国　5 ハンガリー
6 ブラジル　7 米国　8 ルーマニア　9 その他（　　）

(15) 地域枠等

従事要件が終了している場合を含め、該当する場合記入すること。※自治医科大学出身者は要記入、防衛医科大学校及び産業医科大学は記入不要。

1 従事要件あり →	要件となる従事年数	年	従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。
2 従事要件なし	要件となる従事場所	都道府県（　　）・その他	
奨学金貸与元	1 都道府県　2 大学　3 その他　4 なし		
選抜方式	1 別枠方式（一般の選抜枠と別に選抜）　2 手挙げ方式（一般の選抜枠と共通で選抜）		

(16) 臨床研修修了の有無　１ 有・２ 無

(17) 臨床研修病院の所在都道府県名（(16)が有の場合）

(18) 本届出票の活用に対する確認

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。

同意しない場合

(19) 備考

提出期限　翌年１月15日

第二号書式（第六条関係）

歯科医師届出票

（令和　年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□　都府道県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名		（　　—　　—　　）	
メールアドレス			
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。		同意しない場合	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　□□年□□月□□日
(5) 歯科医籍登録番号	第□□□□□□号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　□□年□□月□□日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～18のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ） □	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 （医育機関附属の病院を除く。）	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 （歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関）	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修歯科医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～17のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ） □	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者

(8) 主たる従事先

（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　　—　　—　　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	

（「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態	1 常勤　2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療　2 教育・研究　3 管理　4 その他	
休業の取得 （取得中の者のみ）	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業	

(9) 従たる従事先　（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　　—　　—　　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	

裏面へ続く

（歯科医師法施行規則の一部改正）

第二条　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。

(10) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を〇で囲むこと。 また、２つ以上〇で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を１つ記入すること。	（(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。）	
	１　歯科　２　矯正歯科　３　小児歯科　４　歯科口腔外科 ５　臨床研修歯科医 臨床研修歯科医の場合、「５　臨床研修歯科医」のみを〇で囲むこと。	主たる診療科名の番号（１つ）
(11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を〇で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。	
	１　口腔外科専門医　２　歯周病専門医　３　歯科麻酔専門医 ４　小児歯科専門医　５　歯科放射線専門医　６　補綴歯科専門医	
(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を１つ〇で囲むこと。 （修了した大学院名等の番号を〇で囲まないこと。） 大学の再編・統合・改称により、歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を〇で囲むこと。	国立	01 北海道大学　02 東北大学　03 東京医科歯科大学　04 新潟大学　05 大阪大学 06 岡山大学　07 広島大学　08 徳島大学　09 九州大学　10 長崎大学 11 鹿児島大学
	公立	12 九州歯科大学
	私立・外国歯学校	13 北海道医療大学　14 岩手医科大学　15 奥羽大学　16 明海大学　17 東京歯科大学 18 昭和大学　19 日本大学　20 日本大学（松戸歯学部）　21 日本歯科大学（生命歯学部）　22 日本歯科大学（新潟生命歯学部） 23 神奈川歯科大学　24 鶴見大学　25 松本歯科大学　26 朝日大学　27 愛知学院大学 28 大阪歯科大学　29 福岡歯科大学（口腔歯学部）　30 外国の歯学校
(13) 臨床研修修了の有無	１　有　・　２　無	(14) 臨床研修施設の所在都道府県名（(13) が有の場合）
(15) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を〇で囲むこと。）	都道府県（　　）・外国
(16) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に〇を付けること。	同意しない場合
(17) 備考		

提出期限　翌年１月15日

様式第六（第七条関係）

薬剤師届出票

（令和　年12月31日現在）

(1) 住所	〒 □□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	
ふりがな		電話
(2) 氏名		（　－　－　）
メールアドレス		
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。		同意しない場合
(3) 性別	１　男　・　２　女	(4) 生年月日　１平成 ２昭和 ３大正 ４明治　□□年□□月□□日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第□□□□□□号	(6) 薬剤師名簿登録年月日　１令和 ２平成 ３昭和 ４大正　□□年□□月□□日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ）	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

(8) 主たる従事先

（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒 □□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

（「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態 12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲むこと。	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 １　常勤（勤務時間32時間以上）　２　非常勤（８時間未満）　３　非常勤（８時間～16時間未満） ４　非常勤（16時間～24時間未満）　５　非常勤（24時間～32時間未満）
休業の取得 （取得中の者のみ）	１　産前・産後休業　２　育児休業　３　介護休業

(9) 従たる従事先　（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒 □□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

裏面へ続く

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第三条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を１つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。） 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学　02 東北大学　03 千葉大学　04 東京大学　05 富山大学 06 金沢大学　07 京都大学　08 大阪大学　09 岡山大学　10 広島大学 11 徳島大学　12 九州大学　13 長崎大学　14 熊本大学
	公立	15 岐阜薬科大学　16 静岡県立大学　17 名古屋市立大学　18 山口東京理科大学
	私立・外国薬学校	19 北海道医療大学　20 北海道科学大学　21 青森大学　22 岩手医科大学　23 東北医科薬科大学 24 医療創生大学　25 奥羽大学　26 国際医療福祉大学　27 高崎健康福祉大学　28 城西大学 29 日本薬科大学　30 城西国際大学　31 千葉科学大学　32 帝京平成大学　33 東京理科大学 34 東邦大学　35 日本大学　36 北里大学　37 慶應義塾大学　38 昭和大学 39 昭和薬科大学　40 東京薬科大学　41 星薬科大学　42 武蔵野大学　43 明治薬科大学 44 帝京大学　45 横浜薬科大学　46 新潟薬科大学　47 北陸大学　48 愛知学院大学 49 金城学院大学　50 名城大学　51 鈴鹿医療科学大学　52 京都薬科大学　53 同志社女子大学 54 立命館大学　55 大阪大谷大学　56 大阪医科薬科大学　57 近畿大学　58 摂南大学 59 神戸学院大学　60 神戸薬科大学　61 兵庫医科大学　62 姫路獨協大学　63 武庫川女子大学 64 就実大学　65 広島国際大学　66 福山大学　67 安田女子大学　68 徳島文理大学 69 松山大学　70 第一薬科大学　71 福岡大学　72 長崎国際大学　73 崇城大学 74 九州保健福祉大学　75 外国の薬学校
(11) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）	都道府県（　　）・外国
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(13) 備考		

提 出 期 限　翌年１月15日

○厚生労働省令第百二十二号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第九条第一項及び第二項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　厚生労働大臣　武見　敬三

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第一条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届出）	（届出）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の届出は、保健師業務、助産師業務、看護師業務又は准看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。	3　前項の届出は、保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式（第三十三条関係）

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届

（　　年12月31日現在）

ふりがな 氏名		性別 1．男　2．女	生年月日 1．令和　2．平成　3．昭和　4．西暦　年　月　日（　歳）
住所	都道府県		
メールアドレス		㊞	
免許の種別	登録番号		登録年月日
保健師籍	厚生労働省 （都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
助産師籍	厚生労働省 （都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
看護師籍	厚生労働省 （都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
准看護師籍	（都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
主たる業務	1　保健師業務　2　助産師業務　3　看護師業務　4　准看護師業務		
業務に従事する場所	1　病院 2　診療所 （ア　有床　　イ　無床　　） 3　助産所 分娩の取扱いあり （ア　開設者　　イ　従事者　　ウ　出張のみによる者　） 分娩の取扱いなし （ア　開設者　　イ　従事者　　ウ　出張のみによる者　） 4　訪問看護ステーション （ア　管理者　　イ　従事者　　） 5　介護保険施設等 （ア　介護老人保健施設　　イ　介護医療院 ウ　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　エ　居宅サービス事業所 オ　居宅介護支援事業所　　カ　その他　　） 6　社会福祉施設 （ア　老人福祉施設　　イ　児童福祉施設　　ウ　その他　　） 7　保健所、都道府県又は市区町村 （ア　保健所　　イ　都道府県（アを除く）　　ウ　市区町村（アを除く）　） 8　事業所 （ア　事業所内診療所　　イ　その他　　） 9　看護師等学校養成所又は研究機関 10　その他		
所在地	都道府県		電話番号（　　－　　－　　）
名称			
雇用形態	1　正規雇用　2　非正規雇用（1又は3に該当しない者） 3　派遣（紹介予定派遣を含む）		
常勤換算	1　フルタイム労働者 2　短時間労働者（0．　）人　※記入例参照		

	従事期間等	1　従事期間１年未満（従事開始の理由　ア　新規　イ　再就業　ウ　転職　エ　その他） 2　従事期間１年以上２年未満（従事開始の理由　ア　新規　イ　再就業　ウ　転職　エ　その他） 3　従事期間２年以上
看護師の特定行為研修の修了状況	特定行為研修の修了の有無	指定研修機関番号
	1．有　2．無	
	修了した特定行為区分	
	1　呼吸器（気道確保に係るもの）関連 3　呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 5　心嚢ドレーン管理関連 7　腹腔ドレーン管理関連 9　栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連 11　創傷管理関連 13　動脈血液ガス分析関連 15　栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 17　血糖コントロールに係る薬剤投与関連 19　循環動態に係る薬剤投与関連 21　皮膚損傷に係る薬剤投与関連	2　呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 4　循環器関連 6　胸腔ドレーン管理関連 8　ろう孔管理関連 10　栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連 12　創部ドレーン管理関連 14　透析管理関連 16　感染に係る薬剤投与関連 18　術後疼痛管理関連 20　精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	修了した領域別パッケージ研修	
	1　在宅・慢性期領域 3　術中麻酔管理領域 5　外科系基本領域	2　外科術後病棟管理領域 4　救急領域 6　集中治療領域
備　考		

（注意）

1　該当する文字又は数字を○で囲むこと。

2　年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。

3　「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。

4　「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。

5　「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。

6　「３　助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記

7　事業所内に設置された診療所については、「２　診療所」ではなく「８　事業所」に含むものとすること。

8　「５　介護保険施設等」は、「１　病院」、「２　診療所」及び「４　訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとすること。

9　「６　社会福祉施設」は、「１　病院」から「５　介護保険施設等」までに該当するものを除くものとすること。

10　「雇用形態」は、次により記載すること。

・　「１　正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。

・　「２　非正規雇用（１又は３に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「１　正規雇用」「３　派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。

・　「３　派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。

11　「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわりなく、次により記載すること。

・　「１　フルタイム労働者」とは、１週間の所定労働時間が40 時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の者を指すこと。

・　「２　短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、１週間の所定労働時間が短い者を指すこと。

・　また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の１週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の１週間当たりの所定労働時間}}$$

例）フルタイム労働者の１週間の所定労働時間が40時間で、

$$\frac{\begin{array}{c}①８時間\times２日\\②６時間\times５日\end{array}}{40時間} = \begin{array}{l}①\quad 0.4人\\②\quad 0.8人\end{array}$$

（①週２日８時間勤務の場合（アルバイト等）　②週５日６時間勤務の場合（育児短時間勤務等））

12　「従事開始の理由」は、次により記載すること。

・　「ア　新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、２以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。

・　「イ　再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア　新規」を除く。）を指すこと。

・　「ウ　転職」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。

・　「エ　その他」とは、「ア　新規」、「イ　再就業」及び「ウ　転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

13　「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。

・　「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第４号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第５号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第３号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第４の備考第５号に規定するとおり実施した研修を指すこと。

・　「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。

・　「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第一項の厚生労働省令で定める方法）	
第一条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第九条第一項の規定による情報の提供は、電子情報処理組織（厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うものとする。	（新設）
（法第九条第二項の厚生労働省令で定める情報）	
第一条の二　法第九条の第二項の厚生労働省令で定める情報は、次のとおりとする。	（新設）
一　法第九条第一項の規定により都道府県知事から提供を受けた情報	
二　看護師等の職務の経歴（従事した主な業務の内容を含む。）	
三　看護師等が有する国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。）及び受講した研修に係る情報	
四　前三号に掲げる情報のほか、都道府県が看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するに当たって参考となる情報	
（看護師等確保推進者を置かなければならない病院）	
第二条　法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。	（看護師等確保推進者を置かなければならない病院）
（法第十二条第四項の厚生労働省令で定める届出事項）	
第二条の二　（略）	**第二条**　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。